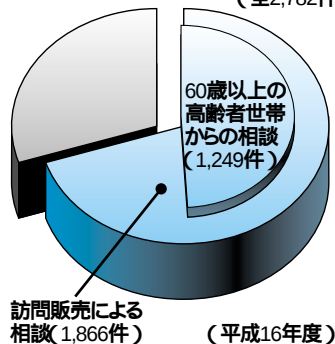


！高齢者世帯は特にご用心を！！

高齢者の資産が狙われています。悪質業者は時には家事の手伝いや肩をもむなど家族のように振る舞い、時間をかけて高齢者の警戒心を解いていきます。家族や近所の人たちが高齢者を見守るケア・マネジャーやヘルパーなどの周囲のみなさんも十分注意してあげてください。

認知症など判断能力が十分でない人を保護するための制度として、「成年後見制度」があります。被害にあう前に、早めに成年後見制度を利用することにより、その後は本人が保護者の同意を得ず

都内の消費生活センターへのリフォーム工事契約の相談内訳 (全2,782件)



に締結した契約を取り消すことができます。この制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があり、いずれも家庭裁判所が扱います。くわしくは社会福祉協議会内線3511または家庭裁判所(八王子支部) ☎ 0426-425195へ。



今年5月末、埼玉県富士見市に住む80歳と78歳の認知症の姉妹が、3年間で19社と5千万円以上の工事契約を結び、深刻な被害にあったという事件が大きく報道されました。都内の消費生活センターで受け付けたリフォーム工事契約の相談のうち約7割が訪問販売によるものです。また、このうち60歳以上の高齢者が7割を占めています。認知症などで判断能力が十分ではない人との契約や一人の消費者に次から次へと販売する「次々(つぎつぎ)販売」も急速に増加しています。

10月は消費者月間です
⇒ 消費者相談窓口
☎ 47-9042

「格安」、「無料」、「点検」には要注意

格安な修理代が...

「瓦が欠けています」「雨どいを掃除します」と言って訪問し、格安の値段で修理や掃除をする。その後屋根の検査を行い、「このまま放置すると雨漏りがする」と言って消費者を不安にさせ、屋根の工事の契約を迫ったケース。

無料診断だったのに...

「無料の耐震診断をします」と各家庭

にチラシを配ったり、電話や訪問販売で勧誘。検査後「このまま放置すると家が傾いて危ない」と言って、高額な耐震補強金具の取り付けや土台補強工事などの契約を迫ったケース。

点検だけのはずが...

「近所で工事をしているのですが、ついでに排水管の点検と高圧洗浄をしませんか」と言って訪問。その後床下にもぐり、床下のビデオを見せて、「カビが生

えている。このままだと家がだめになる」と消費者を不安にさせ、不要な換気扇や多量の調湿剤などの契約を迫ったケース。

「格安」、「無料」、「点検」は家の中に入る口実です。こうした工事を調べてみると、必要のない無意味な工事であったり、法外に高額な代金を請求されていることが多いものです。中には見積書や契約書を一切交付しないといったものもあります。

怪しいと思ったらきっぱりと断る勇気を！

！契約をする前に相談を

契約を急がされてもすぐに契約をしないことです。本当に必要なリフォームなのかを家族や専門機関に相談したり、複数の業者から見積もりを取って比較検討することが大切です。(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(リフォネト) <http://www.refonet.jp/>ではおおよその適正価格を調べることができるシステムや登録業者の情報などを公開していますので、活用してみましょう。

? 契約してしまったら...

「消費者を守る」クリーニング・オフ制度。点検商法など訪問販売で契約した場合は、クリーニング・オフ期間内(書面を受け取った日を含めて8日間)であれば無条件で解約することができます。たとえ工事着手後でも可能です。クリーニング・オフ期間が過ぎたとしても消費生活センターの斡旋や当事者を交えた話し合いにより、部分的に消費者が救済される場合があります。あきらめる前に、早めに相談しましょう。

相談窓口

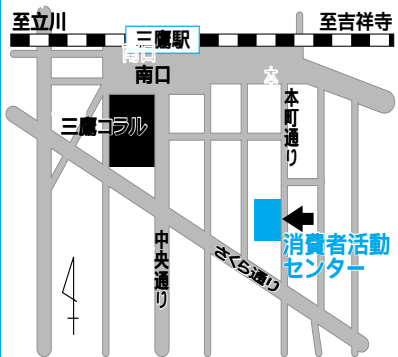
- ・住宅紛争処理支援センター 相談窓口
平日午前10時～正午、午後1時～5時
☎ 03-3556-5147
- ・(社)日本建築家協会
平日午前10時～午後4時
☎ 03-3408-8293
- ・(予約制・面談相談のみ)
(社)東京建築士会
月曜日から土曜日の午後1時～4時
☎ 03-3536-7711
- ・(当日来訪し、先着順に予約)
(社)東京都建築士事務所協会
水曜日から土曜日の午後1時30分～4時30分
☎ 03-5339-8288 (予約制)
- ・専門家による現場調査は有料です。費用については各団体にお問い合わせください。
- ・三鷹市ではさまざまな住宅に関する助成制度があります。
・木造住宅耐震診断助成制度、木造住宅耐震改修助成制度、「住宅バリアフリー改修助成制度」など。くわしくはまちづくり建築課内線2867へ。

三鷹市消費者相談窓口

☎ 47-9042

月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
下連雀3-22-7
消費者活動センター内

専門の消費者相談員が契約や訪問販売のトラブル、購入品の欠陥、商品の品質、安全性などの消費生活上の相談を受け付けています。



第35回三鷹市みんなの消費生活展

～安全な暮らしのために
自分のくらしに関心をもとう～

三鷹市みんなの消費生活展実行委員会・市主催
10月14日(金)・15日(土) 午前10時～午後4時(15日は午後3時まで) 消費者活動センター(下連雀3-22-7)で。

【催し物】

- ・参加をお待ちしています。
・市内産野菜販売(三鷹市野菜直販協議会) 15日(土)のみ
・おもちゃの病院(消費者活動センター連協)
・実演石けんを使ってみよう(三鷹市石けん普及啓発推進員) 14日(金)のみ
・作ってみよう! あなたのマイバック
・お手玉や小さな遊び道具づくり(お子さんと一緒に作ってみませんか?)
・こみの分別クイズもつ丈夫ですか、こみの分別(14日(金)午前中はこみ対策課職員が説明)
・スタンブラー 花苗・石けんプレゼント
・いずれも当日、直接会場へ。旬の市内産野菜を使った料理教室
15日(土)午前10時から
10月3日(月)から消費生活係内線2545へ電話で申し込み。先着25人。

【参加協力団体】

- ・三鷹市消費者の会
・大沢住協厚生部会生活教室
・三鷹市消費生活モニター会の会
・野草の会
・こつとろきょう三鷹市コープ会
・生活クラブ生協まちみたち
・新日本婦人の会三鷹支部
・三鷹婦人会
・東京むさし農協三鷹地区女性部
・三鷹市消費者活動センター運営協議会
・三鷹市消費者団体連絡会
・リサイクル市民工房
・東京都計量検定所

【記念講演会】

「だまされません!」
その食品表示
講師 垣田達哉さん(消費者問題研究所代表)
10月20日(木)午後1時30分～午後3時30分 消費者活動センターで。
10月3日(月)から生活経済課消費生活係内線2545へ申し込み。先着40人。